医療法人光診会　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和７年８月１日～　　令和 12 年７月 31 日までの　５年間

２．内容

目標　：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

＜対策＞

- 令和７年８月～　各職場における出産育児介護に伴う諸制度および休業に関する知識・周知状況の確認

- 令和７年９月～　出産育児介護に関する制度全般に関する周知資料（冊子等）を作成し、各職場での掲示・設置などによる従業員への周知

- 令和８年９月～　男性の育児休業取得に関する制度について、職場での掲示などによる従業員への周知